

## 建設工事及び工事関連業務における入札参加停止中の有資格者との 下請契約及び再委託並びに工事請負契約書等の改正について

本市では、建設工事及び建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務（以下、「工事関連業務」という。）において、入札参加停止中の有資格者が工事・委託・物品の全てに関し、下請契約の締結及び再委託を受けることを禁止していました。

しかし、これらの禁止は、入札参加停止を受けていない受注者の当初積算に影響を及ぼすおそれがあります。

また、本来、入札参加停止は、建設工事及び工事関連業務（以下、「建設工事等」という。）の契約の相手方となることが不適切である有資格者のみに科すべきものであります。

よって、これらの点を考慮した結果、下請及び再委託（以下、「下請等」という。）を下記のとおり見直しましたのでお知らせします。

なお、これに伴い、改正した建設工事等の契約書及び請書は、平成27年12月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について使用するものとします。詳しくは、堺市ホームページの「建設工事・工事関連業務」>「関係様式」>「契約書（市長事務部局）」又は「契約書（上下水道局）」に掲載している契約書等をご覧ください。

### 記

#### 建設工事等における入札参加停止中の有資格者との下請等契約

「下請」及び「再委託」には、二次若しくはそれ以下の全ての下請等契約を含むものとする。  
ただし、建設工事等の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約（※）は、下請等契約には該当しないものとする。

#### 下請等契約に該当しない事例

- (1) 建設業者（受注者）と資材メーカーとの間における建設資材の購入契約又は製造委託契約
- (2) 工事関連業務業者（受注者）と資材メーカーとの間における資材の購入契約
- (3) 建設業者（受注者）と警備業者との間における交通誘導員又は警備員等の委託契約
- (4) 建設業者（受注者）又は工事関連業務業者（受注者）とリース業者との間における機械等のリース契約（ただし、機械等のオペレーターが含まれるものを除く。）
- (5) 建設業者（受注者）又は工事関連業務業者（受注者）と派遣業者との間における労働者派遣契約

(※)「建設工事等の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約」とは、建設工事においては、建設業法上の下請契約に該当しない契約をいい、工事関連業務においては、資材購入、機械等のリース又は労働者派遣等の契約をいう。